

令和6年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名:公益社団法人三重県障害者団体連合会

(担当部局:子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>1. 障がい者入所施設等を充実させ、制度も柔軟に各々の障がい者が希望する生活を選択できるよう対策を講じていただきたい。</p> <p>障がい者の施設入所者の地域移行を推進している国の政策により、グループホームは地域にも増えておりますが、世話人が見つからず、利用者は、週のうち3日を自宅で過ごしているという地域があります。</p> <p>重度障がい者がグループホームで生活するためには、多くの支援、夜間も含めた多くのスタッフが必要で、運営の維持・継続が困難な場合もあります。</p> <p>また、昨今、一部の障がい者グループホームの悪質な運営が社会問題となるなど諸問題も山積みで、親族等の介助者も今後の不安が尽きないと思われまます。</p> <p>障がい者の入所施設については、入所者数の削減が3年ごとの数値目標に基づき進められており、入所施設の新設や大規模改修工事は全く行われないう状況ですが、高齢者対象の施設は、近年多く新設されているため、障がい者もその施設を利用できるような制度の見直しの検討を進めてほしいとの声</p>	<p>個々の障がい者のエンパワーメントやニーズを踏まえた上で、障がい者が希望する生活を選択できるようにするためには、各障害福祉サービスや他制度で提供されるサービス(介護保険のサービスや日常生活自立支援事業など)を十分に活用できる環境の整備が必要となります。</p> <p>障がい者の生活の場としては、グループホームや障害者支援施設、アパート等がありますが、県としては地域生活を支援する観点から、グループホームの整備に優先的に取り組んでおり、引き続き市町と連携しながら充実を図っていきます。</p> <p>また、グループホームの運営の維持・継続や、必要な人材の確保ができるよう、国に対し基本報酬等の充実について、引き続き要望してまいります。</p> <p>なお、高齢者や障がい者が利用できる共生型サービスが平成 30 年度からホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどで導入されており、機会をとらえて周知していきます。</p>

が届いております。

親族等の介助者が高齢化や
死去等で不在となった場合に
も、それぞれが安心して望む暮
らしができるよう必要な対策を
講じていただくよう願いま
す。

令和6年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名:公益社団法人三重県障害者団体連合会

(担当部局:防災対策部)

要 望 事 項	回 答
<p>2. 災害時の避難所運営に障がいのある当事者の参画を配慮いただきたい。</p> <p>平成23年8月5日公布された改正障害者基本法第26条第1項(防災及び防犯)【新設】「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。」の主旨の具体化の一つとして、また、障害者権利条約の精神「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」をもって、各地域で災害時の避難所運営に障がい者自らが参画できるよう配慮をお願いします。</p>	<p>避難所運営にあたっては、避難生活に配慮が必要な方々のニーズに対応できる体制づくりが重要であり、このためには当事者の参画が必要と認識しています。</p> <p>県が策定している「三重県避難所運営マニュアル策定指針」では、具体的な取組として避難所運営委員会に、支援が必要な方や介助・介護者の意見が反映できるようにメンバーの選出を行うことや、当事者の参画を行うことを明記しています。</p> <p>また、県防災技術指導員を派遣し、マニュアルの内容について HUG(避難所運営ゲーム)を通じた住民への啓発を実施しているほか、「避難所運営マニュアル基本モデル」を作成し、地域で活用していただけるよう市町や施設管理者への周知を行っています。</p> <p>今後も、能登半島地震をふまえたマニュアルの改定を進めるとともに、各地域でのマニュアルの理解促進を図ることにより、障がいのある方々の避難所運営への参画が進むよう取り組んでいきます。</p>

令和6年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名:三重県障害者団体連合会

(担当部局:総務部)

要 望 事 項	回 答
<p>3. 三重県庁前思いやり駐車場に屋根を設置していただきたい</p> <p>三重県庁舎前のおもいやり駐車場は、屋根が設置されていないため、車椅子使用者が雨天時に利用する場合、車椅子の昇降と乗車の際に雨に濡れることとなり不便に感じています。</p> <p>本庁舎の建築基準法の制約の問題があり直ちに設置はできない状況との回答を昨年度いただいておりますが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。</p> <p>各市町では、屋根つきの障がい者用駐車場(通路)の設置が進んでいます。</p> <p>令和6年4月1日から合理的配慮の提供が民間企業にも義務化された中、県として環境整備のお手本となるように、県庁舎をはじめ、公共施設に屋根つきのおもいやり駐車場(通路)の設置を早急に進めていただきますよう要望します。</p>	<p>車椅子使用者の方々には、車での来庁時にご不便をおかけしております。</p> <p>本庁舎においては、警備員による対応をさせていただいているところです。</p> <p>本庁舎敷地内における増築に係る建築基準法の制約の解消については、関係行政機関との協議・調整等が必要であり、それらの解消に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>取組内容について、現時点では詳細にお答えできませんが、屋根つきの障がい者用駐車場(通路)の設置に係る制約の解消に向けて検討してまいります。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3. 三重県庁前おもいやり駐車場に屋根を設置していただきたい。</p> <p>三重県庁舎前のおもいやり駐車場は、屋根が設置されていないため、車椅子使用者が雨天時に利用する場合、車椅子の昇降と乗車の際に雨に濡れることとなり不便に感じています。</p> <p>本庁舎の建築基準法上の制約の問題があり直ちに設置はできない状況との回答を昨年度いただいておりますが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。</p> <p>各市町では、屋根つきの障がい者用駐車場(通路)の設置が進んでいます。</p> <p>令和6年4月1日から合理的配慮の提供が民間企業にも義務化された中、県として環境整備のお手本となるように、県庁舎をはじめ、公共施設に屋根つきのおもいやり駐車場(通路)の設置を早急に進めていただきますよう要望します。</p>	<p>県では、全ての人が安全で快適に公共的施設を利用できるように、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例において、県有施設や商業施設などを整備する際の基準を定めています。</p> <p>この基準では、不特定多数の方が利用する施設において駐車場を整備する場合、雨天時に傘をさすことが困難な車いす使用者等の不便さを解消するため、車いす使用者用駐車場やおもいやり駐車場に、屋根またはひさしを設置することが望ましいとしています。</p> <p>一方で、県有施設のうち、車いす使用者用駐車場やおもいやり駐車場に屋根などを設置している施設の割合は約35%に留まっており、特に不特定多数の方が利用する施設については、設置を進める必要があると考えています。</p> <p>設置にあたっては、技術面や場所等の制約など課題もありますが、可能なところから整備が進むよう、施設を所管する部局に働きかけていきます。</p> <p>また、県有施設のみならず社会全体で、だれもが利用しやすい施設整備が進むよう、条例等の周知啓発に取り組み、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。</p>

令和6年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名:公益社団法人三重県障害者団体連合会

(担当部局:子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>4. 大型商業施設に「思いやりチェアー」設置の検討をお願いします。</p> <p>大型商業施設でのバリアフリーについて、思いやり駐車場は、多くの商業施設で整備されています。同様に、施設の中で障がい者等が優先的に利用できる椅子が配備されれば、長く歩いたり、立っているのが困難な障がい者は、助かります。</p> <p>大型商業施設に、障がい者等が座って休める「思いやりチェアー」の設置のご検討をお願いします。</p>	<p>「思いやりチェアー」の設置に関して、ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>県では、県民の方々のおもいやりのある行動につながるよう、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組んでいます。例えば、次世代を担う子どもたちへの「学校出前授業」、自治会・事業者等への研修の実施、ヘルプマークの普及啓発等に取り組んでおり、あらゆる世代がユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進しています。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方や意味を理解することで、配慮や支援を必要としている方にさりげなく声をかけるなど、県民一人ひとりが相手の立場に立ったおもいやりのある行動ができるよう、引き続きユニバーサルデザインの意識づくりを進めていきたいと考えています。</p>

令和6年度 自民党友好団体等の要望聴き取り会 要望事項への回答

団体名:公益社団法人三重県障害者団体連合会

(担当部局:子ども・福祉部)

要 望 事 項	回 答
<p>5. 県内各市町の障がい者団体及び当連合会への支援をお願いします。</p> <p>当連合会は、三重県内の市町障がい者団体で構成しておりますが、加盟団体の組織は会員減少と高齢化が進み、団体の解散等により6市町が退会し、現在23市町の構成となっております。県や国等の約20の機関に、三重県の障がい者の代表として当連合会の役員が委員に就任し、障がい者の権利の確保に向け、国や県に訴え、意見を行政に反映させる役割を担い、また、県内各市町の障がい者の交流の場づくりなどを行っておりますが、市町の団体の退会が続くことにより、70年以上存続している当連合会の存在意義も問われることとなります。</p> <p>会員確保に向けた取組や、社会参加の促進に向け開催している様々な事業への参加支援等は、市町や社会福祉協議会のご協力が不可欠ですが、支援等については、障がい者に対する医療費助成や福祉施策及び福祉の手引き等の情報提供も含め、市町間で格差が生じているため、引き続き県からの助言及び支援等をお</p>	<p>貴会におかれては、住み慣れた地域において障がい者が自立した生活を営むことができるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現に寄与する活動に取り組まれるとともに、長年にわたり、三重県障害者社会参加推進センターを運営し、団体が実施するスポーツやレクリエーション教室、交流会など、団体への支援につながる障がい者の社会参加に係るさまざまな事業のほか、地域の障害者相談員のスキルアップに係る研修等に取り組んでいただき、ありがとうございます。</p> <p>また、市町や社会福祉協議会においても、障がい者の社会参加の促進に向けた事業の実施や、福祉サービスの提供を、それぞれの市町等が地域の状況に応じて取り組んでいただいているところですが、その取組に差が生じていることは承知しているところです。</p> <p>県としては、引き続き、貴会と連携して障がい者の自立及び社会参加に向けた取組を進めるとともに、さまざまな機会を捉えて市町等への情報提供などを行っていきたいと考えています。</p> <p>さらには、貴会におかれては、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、日々障がい者の方々のさまざまな文化芸術の出会いのため、また、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるため、真摯に取り組んでいただいていると認識しています。</p> <p>県としては、今後も貴会との連携をさらに強化し、より効果的な障がい者の芸術文化活動の推進につながるよう検討していきたいと考えていますので、引き続き一層の連携・協力をお願いします。</p>

願い申し上げます。

また、当連合会が令和2年度より県から受託している「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」については、東海北陸ブロックや全国と連携した取組に加え、三重県文化振興事業団と協力関係を築き、様々な事業の展開を図っているため、活動量(業務量)がさらに増加しております。

今後につきましても、貴部策定の2024年度からの新たな「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、県のご指導を仰ぎ、障がい者の芸術文化活動のより一層の推進に努めたいと考えておりますので、ご協力と予算(特に人件費)措置等のご支援をよろしく願いいたします。